静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則(平成11年静岡県規則第51号)の一部を次のように改正する。				
改正前	改正後			
目次	目次			
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)			
第4章 評価書 (第24条- <u>第26条</u>)	第4章 評価書(第24条- <u>第26条の2</u>)			
第5章~第10章 (略)	第5章~第10章 (略)			
附則	附則			
(方法書について公告する事項)	(方法書について公告する事項)			
第10条 (略)	第10条 (略)			
	(方法書の公表)			
	第10条の2 条例第11条の規定による公表は、			
	次に掲げる方法のうち適切な方法により行う			
	<u>ものとする。</u>			
	(1) 事業者のウェブサイトへの掲載			
	② 関係市町村の協力が得られた場合にあっ			
	ては、関係市町村のウェブサイトへの掲載			
	(3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利			
	用できるウェブサイトへの掲載			
	(方法書説明会の開催)			
	第10条の3 条例第11条の2第1項に規定する			
	方法書説明会は、できる限り方法書説明会に			
	参加する者の参集の便を考慮して開催の日時			
	及び場所を定めるものとし、対象事業に係る			
	<u>環境影響を受ける範囲であると認められる地</u>			
	域に2以上の市町村の区域が含まれることそ			
	の他の理由により事業者が必要と認める場合			
	には、方法書説明会を開催すべき地域を2以			
	上の区域に区分して当該区域ごとに開催する			
	<u>ものとする。</u>			

(方法書説明会の開催の公告)

第10条の4 第8条の規定は、条例第11条の2

(方法書についての意見書の提出)

第11条 (略)

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 (略)

(準備書について公告する事項)

第16条 (略)

(説明会の開催等)

第17条 条例第20条第1項に規定する説明会 は、できる限り説明会に参加する者の参集の 便を考慮して開催の日時及び場所を定めるも 第2項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第11条の2第2項の規定による公告 は、次に掲げる事項について行うものとす る。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあって は、その名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)
 - (2) 対象事業の名称、種類及び規模
 - ③ 対象事業を実施しようとする区域
 - (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 - (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び 場所

(責めに帰することができない理由)

- **第10条の5** 条例第11条の2第4項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。
 - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態に より方法書説明会の開催が不可能であるこ と。
 - (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第11条 (略)

(準備書についての公告等)

第15条 (略)

(準備書について公告する事項)

第16条 (略)

(準備書の公表)

第16条の2 第10条の2の規定は、条例第19条 の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第17条 第10条の3の規定は、条例第20条第1 項の規定による準備書説明会について準用す る。この場合において、第10条の3中「方法 のとし、関係地域に2以上の市町村の区域が 含まれることその他の理由により事業者が必 要と認める場合には、説明会を開催する地域 を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開 催するものとする。

(説明会の開催の公告)

- 第18条 第8条の規定は、条例第20条第2項の 規定による公告について準用する。
- 2 条例第20条第2項の規定による公告<u>は、次</u> <u>に掲げる事項について行う</u>ものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあって は、その名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- ③ 対象事業を実施しようとする区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所 (責めに帰することができない理由)
- **第19条** <u>条例第20条第4項の規則で定める理由</u> <u>は、次に掲げる</u>ものとする。
 - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態に より説明会の開催が不可能であること。
 - (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故 意に阻害されることによって説明会を円滑 に開催できないことが明らかであること。

書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

- 第18条 第8条の規定は、条例第20条第2項<u>に</u> おいて準用する条例第11条の2第2項の規定 による公告について準用する。
- 2 第10条の4第2項の規定は、条例第20条第 2項において準用する条例第11条の2第2項 の規定による公告について準用する。この場 合において、第10条の4第2項中「方法書説 明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対 象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 認められる地域」とあるのは「関係地域」と 読み替えるものとする。

(責めに帰することができない理由)

第19条 第10条の5の規定は、条例第20条第2 項において準用する条例第11条の2第4項の 規則で定める理由について準用する。この場 合において、第10条の5中「方法書説明会」 とあるのは、「準備書説明会」と読み替える ものとする。 (準備書の記載事項の周知)

- 第20条 条例第20条第4項の規定による準備書 の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち 適切な方法により行うものとする。
 - (1) 要約書を求めに応じて提供することを周 知した後、要約書を求めに応じて提供する こと。
 - (2) 準備書の概要を公告すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法
- 2 第8条の規定は、前項第2号の規定による 公告について準用する。

(評価書についての公告及び縦覧)

第25条 (略)

(評価書について公告する事項)

第26条 (略)

第5章 対象事業の内容の変更等 (条例第27条の規則で定める変更)

第27条 (略)

(都市計画に定められる対象事業等に係る技 術的読替え)

第35条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境 影響評価その他の手続を行う場合において は、第7条から第29条まで(第28条第3号を 除く。)並びに別表第2及び別表第3の規定を 適用する。この場合において、これらの規定 の適用については次の表の左欄に掲げる規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
第10条第7	(略)
号 <u>及び第11</u>	

第20条 削除

(評価書についての公告等)

第25条 (略)

(評価書について公告する事項)

第26条 (略)

(評価書の公表)

第26条の2 第10条の2の規定は、条例第26条 の規定による公表について準用する。

第5章 対象事業の内容の変更等 (条例第27条の規則で定める変更)

第27条 (略)

(都市計画に定められる対象事業等に係る技 術的読替え)

第35条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境 影響評価その他の手続を行う場合において は、第7条から第29条まで(第28条第3号を 除く。)並びに別表第2及び別表第3の規定を 適用する。この場合において、これらの規定 の適用については次の表の左欄に掲げる規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第7	(略)	
号		

İ	1	1 1		 	1
<u>条</u>			第10条の2	条例第11条	<u>第35条第</u>
					1項の規
					<u>定により</u>
					読み替え
					て適用さ
					れる条例
					第11条
			第10条の2	事業者	都市計画
			第1号及び		決定権者
			<u>第3号</u>		
			第10条の3	条例第11条の	<u>第35条第</u>
				2第1項	1項の規
					<u>定により</u>
					読み替え
					て適用さ
					れる条例
					第11条の
					2第1項
				対象事業	都市計画
					対象事業
				事業者	都市計画
					決定権者
			第10条の4	条例第11条の	<u>第35条第</u>
			第1項及び	2第2項	1項の規
			第2項		定により
					読み替え
					て適用さ
					れる条例
					第11条の
					2第2項
			第10条の4	事業者の氏名	都市計画
			第2項第1	及び住所(法	決定権者
			<u>号</u>	人にあって	<u>の名称</u>
				は、その名	
				称、代表者の	
				氏名及び主た	

		Ī
第12条	(略)	
(略)	1	
第16条第7	(略)	
号		
第17条	(略)	

	る事務所の所	
	在地)	
第10条の4	対象事業	都市計画
第2項第2	<u> </u>	対象事業
<u> </u>		<u> </u>
<u> </u>		
第10条の 5	条例第11条の	第35条第
	2第4項	1項の規
		定により
		読み替え
		て適用さ
		<u>れる条例</u>
		第11条の
		2第4項
第10条の5	事業者	都市計画
第2号		決定権者
第11条	条例第12条第	第35条第
	1項	1項の規
		定により
		読み替え
		て適用さ
		<u>れる条例</u>
		第12条第
		1項
第12条	(略)	
(略)		
第16条第7	(略)	
号		
第16条の2	条例第19条	<u>第35条第</u>
		1項の規
		定により
		読み替え
		て適用さ
		れる条例
		第19条
第17条	(略)	

	事業者	都市計画 決定権者
第18条第1 項及び第2	(略)	
項及び第2		
第18条第2	事業者の氏名	都市計画
項第1号	及び住所 (法	決定権者
	人にあって	の名称
	は、その名	
	称、代表者の	
	氏名及び主た	
	る事務所の所	
	<u>在地)</u>	
第18条第2	対象事業	都市計画
<u>項第2号及</u>		対象事業
び第3号		
第19条	条例 <u>第20条第</u>	第35条第
	<u>4項</u>	1項の規
		定により
		読み替え
		て適用さ
		れる条例
		第20条第
		<u>4項</u>
	事業者	都市計画
		決定権者
第20条	条例第20条第	第35条第
	<u>4項</u>	1項の規
		定により
		読み替え
		て適用さ
		<u>れる条例</u>
		<u>れる条例</u> 第20条第
第21条	(略)	第20条第

		対象事業	都市計画 対象事業
	第18条第1 項及び第2 項	(略)	2.33.3.2IX
	<u>第18条第 2</u> <u>項</u>	対象事業	都市計画 対象事業
-	第19条	条例 <u>第20条第</u> <u>2項</u>	第35条第 1 項に 表 適 る の 第 20条第 2 項
_	第21条	(略)	
	(略)		

第26条第 2	(略)
号及び第3	
号	
第27条	(略)
(略)	

第26条第 2	(略)	
号及び第3		
号		
第26条の2	条例第26条	<u>第35条第</u>
		1項の規
		<u>定により</u>
		読み替え
		て適用さ
		れる条例
		第26条
第27条	(略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。